

高崎市監査委員公告第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和 6 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、下記のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 30 日

高崎市代表監査委員 南 雲 孝 志

記

- | | | |
|---|-------------|-----------------|
| 1 | 措置通知があった年月日 | 令和 7 年 5 月 23 日 |
| 2 | 監査結果及び措置内容 | 別紙のとおり |

令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置内容

項番及び区分		指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管
第3章 監査結果について					
2 個別の事業について					
NO1 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料					
意見1	アンケートの有効活用について	報告書の内容は関連する部署へ報告されているとのことであったが、自由記述欄の内容は、実際の高崎市の子育てに関するサービスを楽しんでいる市民からの貴重な意見として、各部署においてその内容について分析調査して報告されることが望ましい。当該意見の内容について分析調査した結果として、現在の子育て支援事業の必要性や十分性について把握し、現在の事業の縮小、拡大や、新たなニーズがあれば新規の事業を行うための検討材料として有効に活用すべきものと考え	報告書の内容だけでなく、自由記述欄の内容についても、関連部署へ展開し、今後の子育て支援事業の検討資料として、有効活用を図れるよう努めていく。	65	福祉部 こども家庭課
NO5 保育士確保手数料					
意見2	保育士情報ステーションとの連携について	保育園を運営する上で保育を行うことは非常に重要な要素であることは言うまでもなく、人材不足が叫ばれている昨今において、人材紹介会社を介して人材確保を行うことで、大きな支出が発生しているが、これについては子育て支援を行う上で必要不可欠な支出であり金額の多寡については問題ではないと考える。 令和5年度において高崎市保育士情報ステーションが設立されており、市内の保育士を確保する事業が行われていることから、保育士の採用について高崎市保育士情報ステーションを有効活用することで人材会社を介した採用が減少することが望まれる。そのために、保育士に対して高崎市の保育士情報ステーションの存在の更なる周知や、採用に関して上手に連携を図ることが期待される。	保育士情報ステーションの活用による保育士確保が一層図れるよう、更なる連携強化及び周知に取り組んでいく。	72	福祉部 保育課
NO9 放課後児童クラブ委託料					
意見3	放課後児童クラブの収支差額について	放課後児童クラブにより収支差額が大きく異なる状況であり、一部の放課後児童クラブにおいては高崎市からの委託料を超える多額の余剰金が生じている。多額の余剰金は不正の温床になりやすいことから、余剰金が一定額を超える場合には、保護者負担金の軽減や委託料の見直しを検討するといったことが必要であると考え。	一部のクラブで生じている多額の余剰金は、各運営委員会とも協議しながら、必要な施設の修繕や民間事業者への運営委託により新たに生じる経費に充てる等を検討していく。この際、保護者負担の軽減や委託料の見直しについても長期的な視点で検討していく。	80	福祉部 放課後児童クラブ支援課
意見4	放課後児童クラブの運営委託先について	放課後児童クラブの運営は、保護者による運営委員会が主な運営委託先となっているが、保護者の負担の軽減やクラブ運営面からも一定のノウハウを有する民間事業者へ運営を委託することの検討が必要であると考え。	新たに設置した放課後児童クラブ支援課において、民間事業者への運営委託も選択肢に入れながら、保護者負担の軽減を図っていく。	80	福祉部 放課後児童クラブ支援課
意見5	提出書類のチェック体制について	放課後児童クラブから提出される資料のチェック体制について、資料の提出が一定の期間に集中することや限られた期間での書類の内容確認が求められることから、担当部署における人員体制の強化又は少子化対策を含めた子ども政策の企画・立案を行う担当者で政策を推進する担当者を別々にする対応が必要であると考え。	新たに放課後児童クラブ支援課を設置し、適切な人員体制及びチェック体制を確保することとした。	80	福祉部 放課後児童クラブ支援課

項番及び区分			指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管
	意見 6	国への交付金申請の 情報入力について	子ども・子育て支援交付金の申請にあたっては放課後児童クラブからの「放課後児童健全育成事業運営委託料 算出表」から必要な情報をエクセルシートに入力している。限られた担当者人員で行うことからエクセルシートヘデータを直接取り込める入力フォーマットを放課後児童クラブへ提示し、入力されたものをエクセルシートへ取り込み、市では内容確認のみを行うといった仕組みを構築し、業務の効率化や作業の正確性を確保することの検討が必要であるとする。	新たに設置した放課後児童クラブ支援課において、業務の効率化等を図っていく。	80	福祉部 放課後児童クラブ支援課
	意見 7	放課後児童クラブの 面積基準について	高崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項及び附則第2条において、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上となるよう努めるものとする。」とあるが、運営委託をしている全97クラブのうち45クラブにおいて専用区画の面積が1.65㎡未満となっており、放課後児童クラブの増床や新設により面積基準について条例の要件を満たすよう改善することが必要であるとする。	長期的な利用者数の推移を視野に入れながら、引き続き、クラブ施設の拡張整備に努めていく。	80	福祉部 放課後児童クラブ支援課
NO 1 4 施設振興費補助金						
	意見 8	実績報告書の提出時期について	高崎市私立保育所等施設振興費補助金交付要綱第6条において実績報告書の提出時期については「当該交付に係る事業が終了した日から1月以内又は当該年度の補助金の交付に係る事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月5日までの日であって市長が別に定める日まで」と定めており、実績報告書の提出が一時点に集中することによる業務負担を分散させる観点からも対象事業の完了後、1月以内の提出を求めることが必要と考える。	現状、交付要綱第6条の定めのとおり実績報告書の提出を受けているところではあるが、業務負担の分散に加え、業務遂行の効率性等も踏まえて検討していく。	87	福祉部 保育課
NO 1 6 保育所入所待機解消支援事業補助金						
	意見 9	保護者に対するきめ 細やかな対応について	保育所等に入所できない子どもの数は減少傾向にあることから、各事業が効果を発揮していることがうかがえる。引き続き各地域の保育ニーズに応え子どもを産み育てやすい環境づくりをより進展していくことが必要であるとする。	待機児童ゼロを継続していくため、引き続き保育ニーズに適切に対応した補助を実施していく。	94	福祉部 保育課
NO 2 5 夜間・休日家庭児童相談委託料						
	意見 1 0	報告書の件数の統一	年間相談業務実績報告書の件数と月間受付報告書の件数に相違がある場合には、報告書の訂正を求めるなどの対応を図ることが必要である。 また、こども救援センターにおいて、分類変更等を行った場合には、月間受付報告書の訂正を求める必要があると考える。	件数の相違、分類変更等とともに委託先へ報告書の訂正を求めている。	110	福祉部 こども救援センター
	意見 1 1	仕様書の記載について	仕様書における月間受付報告書の提出期限について、「2日（但し、該当日が土日・祝日・休業期間である場合には、翌開庁日）」と実態に即した記載にすることが必要であるとする。	仕様書の見直しを行い、令和7年度契約分より、提出期限を翌月10日までと修正した。	110	福祉部 こども救援センター
NO 2 6 子育て短期支援事業等委託料						
	意見 1 2	体制強化について	令和5年度は、130件の利用ができない事例が生じていることから、施設と協議して体制強化が図られるように継続的な協議をしていく必要があると考える。	利用ができない事例が極力生じないよう、受け入れ先施設と継続的に協議を重ね、体制強化を図っていく。	114	福祉部 こども救援センター
	意見 1 3	文言の統一について	高崎市子育て短期支援事業実施要綱の別表2に記載されている「補助額」は、第5条第1項にあわせて「委託料」とする必要があると考える。 また、検査調書（様式22号）においては、業務委託料について、「消費税を含む」との括弧書きが記載されているが、業務委託単価契約約款に添付の別表上、業務委託料については、消費税基本通達6-7-5（2）ハに該当するため、非課税とされている点と平仄が合っていない。検査調書においても、「消費税非課税」と明記する必要があると考える。	実施要綱の「補助額」は「委託料」へ修正し、検査調書に消費税非課税の旨明記するよう修正する。	114	福祉部 こども救援センター

項番及び区分			指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管
NO 2 7 子育て支援センター事業委託料						
	意見 1 4	随意契約理由書について	随意契約の妥当性に疑義はないが、随意契約理由書の書面が 1 1 の社会福祉法人においてすべて同じ内容で作成されている。特に子育て相談ができる資格取得者として「保育士、栄養士、看護師等」とあるが、保健師や助産師が所属する法人など、各法人において所属する専門家は異なる。随意契約理由書の文章が同一のもので形骸化しないよう、各法人の特徴を正しく表記する必要があると考える。	随意契約理由書について、各施設の特徴を正しく表記し、適正な記載内容へ改善していく。	117	福祉部 保育課
NO 2 8 こども発達支援センター事業						
	意見 1 5	こども発達支援センターにおける支援者拡大の施策について	保育所・認定こども園・幼稚園等で子どもや保護者からの相談に適切に対応することが可能となる支援者が増えることは、同センターの支援体制がより充実することになるため、支援者拡大の施策が必要になると考える。	支援者拡大の施策について検討していく。	122	福祉部 こども発達支援センター
NO 2 9 託児業務委託料（子育てなんでもセンター運営事業）						
	意見 1 6	託児事業以外のその他施設（会議室等）利用に関する取り決めについて	子育てなんでもセンターは、1 か所で気軽にさまざまな相談ができ、必要な支援を受けられる子育て支援の拠点として革新的な施設であり、運営においては既設の認可保育所等の園長等により組織された団体である N P O 法人ぐんまこどもわくわくサポーターズは妥当であると考えます。 また、子育てなんでもセンター内の子育て相談スペースでは各幼稚園・保育所（園）・認定こども園の園長なども日替わりで相談を受けていることもあり、託児事業だけでなく 1 フロア全体が当該法人や園長等により網羅的に支えられていることも十分に理解できる。ただし、業務委託である以上は、業務委託内容以外の空間（会議室等）、業務委託の目的以外の利用（法人の事業報告書等の保存等）についての取り決めを交わし、業務契約書等とともに保管を行うことが必要と考える。	業務委託内容以外の利用内容の実態把握を行い、必要に応じて取り決めを交わす等の措置に努めていく。	127	福祉部 こども家庭課
	指摘 1	修正後の託児業務仕様書の適切な保存について	託児ルーム使用料が業務委託者の収入ではなく、高崎市の収入であることが明確化された修正後の「託児業務仕様書」を業務委託契約書とともに適切に保存すべきである。	仕様書に修正があった場合には、適切に差替えを行う。	129	福祉部 こども家庭課
	指摘 2	令和 4 年度の釣銭資金の「還付伺」決議書の適切な運用について	令和 4 年度の釣銭資金の「還付伺」決議書については 2 種類の書面を上段と下段に折り、境をホチキスで止める状態で 1 枚の書面とされている。具体的には上段の書面は決裁印があるが、金額が決裁金額とは異なるもの。下段について、決裁印はないが金額が最終的な決裁金額となっているものである。このような方法では、決裁印自体が形骸化しており、また書面の遡及修正も可能になってしまうため適切に事務処理を行うべきである。	適切な事務処理を心掛け、改善する。	129	福祉部 こども家庭課
	意見 1 7	託児業務の見積金額の妥当性について	最低賃金の上昇や職場環境の改善の動きもあって、人件費が増加傾向であり、また託児業務の利用人数も増加している。市民が安心して子どもを預けられるよう、見積金額については、前年を引き継ぐだけではなく、様々な観点から総合勘案し、正しく妥当性を検証する必要があると考える。特に職員名簿は、次年度の見積りの妥当性について有効に活用する必要があると考える。	昨今の人件費等の上昇等を踏まえ、適切な委託料となるよう改善していく。	129	福祉部 こども家庭課
NO 3 0 就労支援業務委託料（子育てなんでもセンター運営事業）						
	指摘 3	当初委託先との随意契約の妥当性について	令和 5 年 4 月に業務委託契約を締結したにも関わらず同年 5 月に契約解除になり、また経緯について担当者の回答にあった「以前より事業継続が難しいという相談を受けていた」という点から、当初より事業継続性に疑念がある中で、一者随意契約が行われていた可能性が考えられる。随意契約は理由書の添付のみならず、委託契約事務チェックリストにて厳格な判断が必要であるが、当該チェックが形骸化していると考えられる。年度途中での契約解除は、最悪の場合、事業の休止も想定され、行政サービスが提供できないことは避けなければならない。毎年、随意契約の妥当性を慎重に検討すべきである。	業務委託契約においては、委託先の事業継続性について慎重に判断を行っていく。	131	福祉部 こども家庭課

項番及び区分			指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管
	意見 1 8	一者随意契約の妥当性について	従来までの随意契約の理由は「NPO法人の公益性」を掲げていたにも関わらず、新たな契約は営利法人であった。営利法人であっても高い専門性が確保でき、またNPO法人の事業継続性に関しても疑念があったことから、営利法人との契約について問題はないと判断するが、従来の理由書との整合性を確保できる理由などを記載することで透明性を高める必要があると考える。 また、新たな事業所との随意契約理由には、福祉分野における人材派遣業務の実績が記載されている。当該就労支援業務は福祉部こども家庭課の所管ながら、ハローワークと連携した再就職支援や就労相談の場である。相談者においては当然、福祉分野に限らず、様々な分野の就職や就労相談を求めている。同じ子育てなんでもセンター内にある保育所等の求人情報の提供や就労相談を行う保育士ステーションとは趣旨が異なる。よって、就労支援分野における高い専門性は随意契約の理由として妥当だが、特に福祉分野に精通しているという点は事業目的に照らした場合、重要ではない。就労支援分野における高い専門性を有し、国や自治体から再就職支援等にかかる業務を受託している実績のある営利法人は他にも存在するため、一者随意契約の妥当性について検討していく必要があると考える。	契約規則に則り適切に執行しているものと考えているが、随意契約理由書については、より合理的かつ客観的なものとなるよう努めていく。	133	福祉部 こども家庭課
	意見 1 9	委託料の妥当性について	新たな契約業者の収支状況報告書には、委託初年度のためマニュアル作成や相談管理用ファイル等の内部資料作成費用が想定より発生した点が総括として報告されている。新旧契約業者間でひと月当たりの委託料が2倍に増額した点は、法人格の違いやシステム等の運用コストの違いなど、様々な要因を総合勘案して判断することになるため、一概に妥当性を検証することは困難である。ただし、今後において契約を更新するのであれば、初年度におけるコスト等は反映されていることから、見積りの手続きを形式的に行うのではなく、事業の継続性や委託料の妥当性などを慎重に判断していく必要があると考える。	委託料の適正金額を担保するよう、見積内容などの精査に努めていく。	133	福祉部 こども家庭課
NO 3 1 建物借上料（子育てなんでもセンター運営事業）						
	意見 2 0	借上料の妥当性について	借上料は、当該事業開始の時点から変更がない（消費税率の改定時を除く）。安定した事業運営のため、長期継続契約は妥当であると考え、令和9年4月以降の契約更新時には、築年数や周辺の時価など市場性を考慮し、借上料の妥当性を判断する必要があると考える。	昨今の賃貸事情等を勘案しながら、適切な借上料について、研究していく。	134	福祉部 こども家庭課
NO 3 2 子育てSOSサービス事業						
	意見 2 1	ヘルパーの確保について	当該事業の目的を鑑みれば、利用希望者が全員サービスを利用できることが望ましいといえるが、予算は無限ではなく市民の税金が投入されていることを鑑みればサービスの利用がいつでもできるといった状況にすることまでは求められないと考えられるため、利用ができない状況が生じることは許容されるべきである。 サービスの利用者は夕方以降に多くなる傾向があることから、ヘルパーについても同時間帯に多くの人員を確保することが望ましいと考える。	サービス利用者が夕方になくなる傾向を踏まえ、人員配置を工夫するなど、より多くの利用希望者が利用できるような検討していく。	138	福祉部 保育課
	意見 2 2	複数回利用者への対応について	市民がサービスを公平に利用享受する観点からも、複数回利用者に対して、一定の利用回数以降では、利用料金の金額を引き上げることや利用の制限等を行うことで、一定の負担を求めることが必要であると考え。	子育て世帯の中には、ひとり親家庭や精神的な疾患のある方、経済的に困窮している方など、福祉による支援が不可欠な状況の方もおり、また、本事業の趣旨からも、必要な支援は回数に関わらず提供すべきであると考えている。そのため、利用料金の引き上げや利用制限については、現時点では考えていない。	139	福祉部 保育課

項番及び区分			指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管
NO3 6 母子生活支援施設入所負担金						
	意見 2 3	個々の母子の課題やニーズへの対応について	課題については、国として制度設計を見直していくべきことと考えられるため、市として対応できることは個別に現場で対応できる点に限られているものと思われるものの、より現場に近く、個々の母子の課題やニーズを肌で感じているからこそ、他の自治体と協働しながら説得力を持った国への制度改善の要望もできるのではないかと考える。	必要に応じて国へ改善提案等の要望を行っていく。	145	福祉部 こども家庭課
NO3 7 子どものための教育・保育給付費						
	意見 2 4	入手情報登録方法の効率化について	給付費、委託費に係る情報はメールや書面で施設より入手し、システム（e-SUITE）やエクセルに手入力している。 業務の効率性や作業の正確性を高めるためには、例えばシステムにデータを直接読み込ませることのできるような入力フォーマットを施設に提示し、施設側で入力してもらった上で、市側ではそれをチェックするだけになるような仕組みが将来的に構築されることが必要であると考ええる。	個人情報の取扱いに十分配慮したうえ、施設と調整を図りながら、効率的な仕組みの構築を研究していく。	148	福祉部 保育課
	意見 2 5	改定の頻度や改定内容に関する事前相談対応等について	給付費、委託費の算定方法については、保育施設等に係る環境変化に応じて適時に改定を行うことが望ましいと言える一方で、改定が行われた場合の市や施設等の事務負担やシステムの改修等も考えると、年度途中で頻繁に改定が行われることで必要以上に公的コストを払っているということも言える。 算定方法の改定は、国が主導しているものであると考えられるため、市サイドでは如何ともしがたい部分ではあるものの、改定に伴う事務負担やコストに関しては、他の自治体も同様の問題意識を持っているものと考えられることから、他の自治体とも協働して、改定の頻度や改定内容に関する事前相談対応等について国へ改善提案を行うことを検討することも必要であると考ええる。	公定価格の改定は国が行うものであるが、必要に応じて国へ改善提案等の要望を行っていく。	149	福祉部 保育課
	意見 2 6	精算シートのチェックについて	令和5年度の給付費、委託費の実績精算にあたり、精算シート（エクセル）の関数に誤りがあり、事後的に支給額の戻し入れや追加請求が発生したという事案があった。 システムで計算した毎月の給付費等の算出は正しく行われていたものの、年度の給付額精算のためのエクセルシート上で給付費を集計する際に誤ったセルを参照先としたため、ある月の給付費が別の月の給付費として集計されてしまっていた。 毎年、算出する加算項目が追加され単価も変わるため、毎年シートの変更を行わざるを得ない状況であることから、このような事態が発生するリスクはある程度想定する必要がある。その上で、作成者の自己チェックと他担当者によるダブルチェック、管理職による最終チェックなど、チェック体制を強化することが必要であると考ええる。	誤りが生じないよう事務改善を検討していくとともに、チェック体制の強化を図っていく。	149	福祉部 保育課
NO3 8 子育てのための施設等利用給付費						
	意見 2 7	支給遅延の防止について	子育てに係る保護者の権利を守るとともに、高崎市として本来支払いすべき時期に適時に支払いを行い、今後の遡及支払いの可能性をできるだけ低減させる観点から、施設を通して保護者に対してより一層十分な説明を実施するとともに、過去の未払発生（請求遅延）の要因分析を行い、それを踏まえて未払いの発生可能性がありそうな施設や個人に対して問い合わせを行うなどの対応を検討することが必要であると考ええる。	請求が遅れている施設等に対して確認を行うための体制を構築するとともに、支給遅延を起さぬ事務運用を検討していく。	151	福祉部 保育課
NO3 9 児童扶養手当						
	意見 2 8	過払手当の回収について	過払金は必ずしも少額ではなく、また、毎年一定程度過払額の回収はあるものの、過払いに占める1年以上長期の件数や金額の割合が高くなっている。このような長期の過払いの回収を促進するため、現状の回収施策に加えて、例えば費用対効果も検討した上ではあるが専門の債権回収業者を利用するといった施策も検討する必要があると考ええる。 また、過払いの発生要因としては圧倒的に公的年金の受給の割合が大きいことから、過払いの防止や回収の促進について年金事務所と協働しながら対応することも検討が必要であると考ええる。	債権回収業者の利用や年金事務所との連携など、債権額圧縮に繋がる有効な手法を研究していく。	154	福祉部 こども家庭課

項番及び区分		指摘及び意見内容		措置内容	報告書 頁番号	所管
NO 4 0 児童手当費						
意見 2 9	情報の取得、入力方法について	児童手当に係る情報管理や支給額の算定についてはシステム（e-SUITE）を利用している。また、所得更正による所得上限限度額超過など支給事由がない者に対して受給者からの情報入手までの期間に手当を支給してしまうようなケースがあり、このような過払いについて、氏名、金額、過払いの理由と対応内容、処置の内容（返納や相殺等）等の情報管理にエクセルを利用している。 児童手当に関してシステムやエクセルで管理されている情報については、各受給者による情報源が主に紙の申請書になるため、紙ベースで入手した情報をシステムやエクセルに手入力している。 業務の効率性や作業の正確性を高めるためには、できるだけシステムで管理できる領域を拡大するとともに、情報の取得、入力についてはタブレットやWebを使って、保護者の入力した情報がそのままシステムに反映され、市側ではそれをチェックするだけになるような仕組みが将来的に構築されることが必要であると考える。		事務量の軽減に繋がるシステム構築の必要性について、他市の状況も鑑みつつ、研究していく。	156	福祉部 こども家庭課
意見 3 0	業務量増加への対応について	児童手当については、児童手当法の一部改正（令和6年10月1日施行）により、令和6年10月（12月支給分）から所得制限が撤廃されるほか、支給の対象が高校生年代まで拡大されている。 当該法改正に伴う業務への主な事務内容や影響としては、対象児童が約12,000人増えたことに伴う申請等の増加とその対応・処理、支払回数の倍増による支払業務の増加、システム改修対応やマニュアル改廃等が挙げられる。 このような業務量の増加に対応するためにも、手当支給業務を担う人員の拡充とともに、さらなる業務の効率化が必要であると考える。		業務の効率化に繋がる有効な手法について、他市の状況も鑑みつつ、研究していく。	156	福祉部 こども家庭課
NO 5 1 児童センター運営補助金						
意見 3 1	交付対象事業の確認について	要綱においては、補助金支給の対象となる事業が明確に示されていることから、今後は社会福祉法人からの事業報告において、補助金支給の対象の事業を行ったことが明確に示されることが望まれる。 また、補助金を交付する側としては、前金払いを行っている関係から事後的に事業の結果についての確認は行われているが、補助金対象の事業が行われたかどうかの確認を行ったことについての資料の作成保管が必要であると考える。		対象事業の確認を行うよう、改善を図っていく。	171	福祉部 こども家庭課
NO 5 4 （母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）母子父子寡婦福祉資金貸付金						
指摘 4	連帯保証人の意思確認について	事務取扱要領に従い、連帯保証人の意思確認については、直接の面談を原則として、対応するべきである。 また、仮に直接の面談が困難である場合には、相当の理由を明確にするほか、電話での保証人の本人確認内容、回答内容を記載し、保証債務を負担する意思が明らかであることを記載して記録するべきである。		連帯保証人が保証債務を負担する意思の確認について、直接の面談を原則とし、必要に応じて電話による確認を行い記録していく。	177	福祉部 こども家庭課
指摘 5	署名の確認について	連帯保証人の署名について、自署であるかの確認を徹底するべきである。		これまでも、署名の筆跡に疑義が生じるものについては、自署であるかの確認を行っているが、確認を行った場合には、その旨を確実に記録するよう改めていく。	178	福祉部 こども家庭課

項番及び区分				指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号	所管
3		意見 3 2	申請書の文言の統一	○様式第 1 号について 申請者と連帯申請者が連帯債務を負担することが明確になるよう「次のとおり（母子・父子・寡婦）福祉資金の貸付けを受けたいので申請します。」とあるのを「次のとおり（母子・父子・寡婦）福祉資金の貸付けを受けたいので申請するとともに、当該借用について連帯して債務を負担します。」に変更することが必要であると考え。 連帯保証人氏名の次の行には、「当該借用について、申請者（及び連帯申請者）の債務を連帯して保証します」旨の記載とし、保証する意思が明らかとなるように変更することが必要であると考え。 ○様式第 1 5 号について 借受人・連帯借受人の末尾に「次のとおり連帯して借用します」の旨の文言を、法定代理人の記載の後に「上記連帯借受けに同意します」旨の文言を、連帯保証人の記載の後に、「借受人及び連帯借受人の債務を連帯して保証します」旨の文言を入れ、それぞれの意思表示と整合性のある記載内容とすることが必要であると考え。	連帯申請者及び連帯保証人の意志表示が明らかになるよう様式を変更していく。	179	福祉部 こども家庭課
		指摘 6	法定代理人の同意について	未成年者が連帯申請者（連帯借受人）となる場合には、法定代理人の署名を求め、同意したことを明確にするべきである。 事務取扱要領第 3 条第 1 号エの記載内容について、「法定代理人は、未成年者が契約をするときには、法定代理人の同意が必要となるので、これを確認の上、申請書を受理すること」と確認すべき事項として明確に記載すべきである。	未成年者が連帯申請者となる場合には、法定代理人欄の署名を求め、事務取扱要領も内容に沿ったものに改正していく。	180	福祉部 こども家庭課
		指摘 7	連帯借受人の意思確認の徹底について	連帯借受人の意思確認については、貸付契約の内容を理解しているかを確認するとともに、仮に金額が不明など理解をしていない場合には、貸付をそのまま進めるのではなく、理解をさせた上で、貸付をするように徹底するべきである。	これまでも、連帯借受人の意志確認は徹底して行っており、面談当初に理解していない場合には、丁寧に説明した上で理解いただいているが、今後は、面談により理解した旨も書面に記載するよう改めていく。	181	福祉部 こども家庭課
		意見 3 3	償還について	償還実務上の問題点はないが、今後指導を行う場合においては、滞納となった際のフローに従い対応するとともに、面談指導等により具体的な生活状況を確認し、過酷執行にならないよう十分配慮することが必要であると考え。	本貸付制度が、ひとり親家庭等の経済的自立の助成や児童の福祉などを目的としたものであることに鑑みつつ、今後も適正な償還指導を行っていく。	181	福祉部 こども家庭課
3 たかさき子育て応援情報サイト「ちゃいたか」について							
3		意見 3 4	閲覧数減少への対策について	閲覧するページ数を示すページビュー数は平成 3 0 年度をピークに減少傾向にあることから、利用者の利便性の向上や、利用者への「ちゃいたか」の周知が必要であると考え。	利用者数の増加を図るため、必要な方策を研究していく。	183	福祉部 こども家庭課
		意見 3 5	リンクが有効でない状況の改善について	「ちゃいたか」内の一部のリンク先（「児童相談所」、「国際交流コーナー」）において、群馬県もしくは高崎市のホームページのリニューアルに伴い、リンクが有効でない箇所が見受けられた。「ちゃいたか」の運営は、主に「たかさき子育て応援情報サイト運営委員会」、「たかさき子育て情報サイトサポーター」、「システム開発事業者」及び「高崎市」の 4 者が連携、協力して進めているが、子育て当事者が真に求めている情報が見つからない、見つけづらいという弊害の解消に向けて、適宜、適切なサイト運営、情報の更新が必要であると考え。	リンク切れについては、適宜修正を行っていくとともに、利便性向上に向け、必要な改善を図っていく。	183	福祉部 こども家庭課

指摘 7 件
意見 35 件
計 42 件